

子どもと本を読もう！ ② 「阿久比町子ども読書活動推進計画」

「子どもと本を読もう！」では、阿久比町子ども読書活動推進計画の取り組みと図書館員お勧めの本を紹介していきます。

東部小学校の学校図書館には、むかし話を紹介する折り紙で作った作品があります。蔵書は良い本が多く、一冊ずつ丁寧にフィルムで保護されています。あたたかい日差しが心地良い図書館です。



☆図書館員のつぶやき☆

寒い冬はじっくり本を読む好機。家族で読書することを家読（うちどく）ともいいます。

2月におすすめの本

『オオカミがとぶひ』

ミロコマチコ 作

「きょうは かげがつよい びゅうびゅう びょうびょう ふきぬける だってオオカミがかけまわっているから」雨と風が強いある日に起こった出来事を少年が動物にたとえます。絵本から動物が飛び出てくるような迫力があります。

(幼児向け)



『園芸少年』

魚住 直子 作

ひよんなことから出会った高1男子3人。高校に入学して間もなく、思いがけず園芸部に入部した。凛と芽を伸ばす植物の成長と、思春期の不器用な少年たちの姿が重なります。

(中学生向け)



■問い合わせ先 町立図書館 ☎(48)6231

みんなでまもろう 国民健康保険（前編）

柔道整復師（接骨院・整骨院）を利用する皆さんへ

国民健康保険が使えるのは、一定の条件を満たす場合に限られています。

国民健康保険が使える場合

- ・打撲や捻挫、挫傷（肉離れ）など
- ・骨折、脱臼（緊急時以外は医師の同意が必要）
- ・医師や柔道整復師に、急性または亜急性の外傷性のものと診断されたもの。
- ・骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているもの

国民健康保険が使えない場合

- ・日常生活の中で起こる疲れや肩こり
- ・スポーツなどによる筋肉疲労
- ・リウマチ・慢性関節炎などの神経痛
- ・加齢による腰痛や五十肩
- ・慢性病や症状の改善の見られない長期の施術
- ・労災保険が適用となる負傷

- いつ・どこで・何をして・どんな症状があるのかを正確に伝えましょう。
交通事故など、第三者によるケガで施術を受ける場合は、住民福祉課国保年金係へ連絡をお願いします。
 - 療養費支給申請書の内容をよく確認してから、署名などをしましょう。
国民健康保険を扱っている柔道整復師の施術を受ける場合、保険証の提示、負担金の一部支払い、療養費支給申請書の署名が必要です。負傷原因、負傷名、日数、金額などに誤りがないか確認してください。
 - 領収証は必ず保管し、医療費通知で金額・日数の確認をしましょう。
 - 長期間かかる場合は医師の診察を受けましょう。
3カ月以上の施術には継続の理由が必要です。他の原因がある場合もあるので、医師の診察を受けましょう。
- 問い合わせ先 住民福祉課国保年金係 ☎(48)1111 (内214・216)